

公示第176号  
令和7年12月23日

業 者 各 位

支出負担行為担当官  
防衛装備庁長官官房会計官付  
経理室長 中村 恵一  
(公印省略)

公 示

入札及び契約心得の一部を、別添のとおり改正し、令和8年1月5日より適用しますので、お知らせします。

なお、令和8年1月4日までの間に締結した契約については、なお従前の例によります。

添付書類：新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙様式第 13-1            役務等請負契約条項  <u>第 1 1 条</u> 乙が行った役務に関し給付完了後の役務に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に契約不適合の修補（良品との取替えを含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。</p> <p>2 前項の役務の契約不適合が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害を請求することができる。</p> <p>3 甲は、第 1 項の役務の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第 1 5 条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。</p> <p>4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、第 1 項の給付完了の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から 1 年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から 2 週間を経過する日までにこの期間を延長する。</p> <p>5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由がある</p>	<p>別紙様式第 13-1            役務等請負契約条項            [条を加える。]</p>

ときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

6 契約不適合のある役務の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補された役務に、なお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

第12条 [略]

第13条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

第14条～第16条 [略]

第17条 甲は、第15条第1項第7号の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに役務等を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2・3 [略]

第18条～第23条 [同左]

第11条 [同左]

第12条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

第13条～第15条 [同左]

第16条 甲は、第14条第1項第7号の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに役務等を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2・3 [同左]

第17条～第22条 [同左]

別紙様式第 33

前払金に関する特約条項  
(前払金の精算方法)

第 7 条 前払金の精算は、乙が代金の支払いを受けるときに行うものとし次の各号によるものとする。

(1)・(2) [同左]

(3) 契約物品が分割して納入される場合において、甲が既済部分相当額に前払金の契約金額に対する割合を乗じて得た額（第 1 条の別紙に別段の定めのあるときは、同紙に定める金額）を充当し、当該充当額を精算額とし、精算額が前払金相当額に達するまで順次この方法により前払金を精算するものとする。

別紙様式第 33

前払金に関する特約条項  
(前払金の精算方法)

第 7 条 前払金の精算は、乙が代金の支払いを受けるときに行うものとし次の各号によるものとする。

(1)・(2) [同左]

(3) 契約物品が分割して納入される場合において、甲が既済部分相当額に前払金の契約金額に対する割合を乗じて得た額を充当し、当該充当額を精算額とし、精算額が前払金相当額に達するまで順次この方法により前払金を精算するものとする。

別紙様式第 35

契約金額の精算に関する特約条項  
別紙

契約金額の精算に関する計算基準  
(計算項目)

第 2 条 計算項目は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価 [(1)+(2)+(3)]
- (5) 一般管理及び販売費
- (6) 総原価 [(4)+(5)]
- (7) コスト変動調整費
- (8) 利子・利益
- (9) 梱包輸送費
- (10) 計算価格 [(6)+(7)+(8)+(9)]
- (11) 消費税及び地方消費税額
- (12) 税込計算価格 [(10)+(11)]

別紙様式第 35

契約金額の精算に関する特約条項  
別紙

契約金額の精算に関する計算基準  
(計算項目)

第 2 条 計算項目は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費
- (3) 直接経費
- (4) 製造原価 [(1)+(2)+(3)]
- (5) 一般管理及び販売費、利子、利益
- (6) 梱包輸送費
- (7) 計算価格 [(4)+(5)+(6)]
- (8) 消費税及び地方消費税額
- (9) 税込計算価格 [(7)+(8)]

別紙様式第 46

特定費目の代金の確定に関する特約条  
項

(特定費目の代金の確定)

第 1 条 乙に支払われる代金のうち別表の要確定費目金額表に定める費目 (以下「特定費目」という。)は、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

「特定費目の代金の確定に関する特約条項」別紙

下記書類のうち、甲が適当と認めるもの

- 1 外国為替公認銀行が発行した邦貨決済額を証する書類
- 2 その他契約相手方が特定費目の対価として支払い又は支払うことが確実と認める上記に類する書類

別表

「特定費目の代金の確定に関する特約条項」  
要確定費目金額表

費 目	金 額	備 考

別紙様式第 46

特定費目の代金の確定に関する特約条  
項

(特定費目の代金の確定)

第 1 条 乙に支払われる代金のうち別表の要確定費目金額表に定める外貨建費目 (以下「特定費目」という。)は、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

「特定費目の代金の確定に関する特約条項」別紙

下記書類のうち、甲が適当と認めるもの

- 1 外国為替公認銀行が発行した邦貨決済額を証する書類
- 2 その他契約相手方が外貨建費目の対価として支払い又は支払うことが確実と認める上記に類する書類

別表

「特定費目の代金の確定に関する特約条項」  
要確定費目金額表  
(外貨建)

費 目	金 額	備 考

備考 表中の [ ] の記載は注記である。